諮問日：令和３年１月２７日（令和２年度（個）諮問第４号）

答申日：令和３年６月１５日（令和３年度（個）答申第３号）

件　名：奈良地方裁判所長宛てに申出人が提出した特定の書面の処理状況が分かる文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答　　申　　書

第１　委員会の結論

特定年月日付け奈良地方裁判所長宛てに苦情申出人が申し出た「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する処理状況が分かる文書に記録された同人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し，奈良地方裁判所長が，①特定年月日付け「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」及びその供覧票並びに②「文書開示申出人からの通報書に対する対応案」（以下，併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第４に定める開示の申出に対し，奈良地方裁判所長が令和２年１２月７日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第８の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

奈良地方裁判所総務課長並びに総務課課長補佐両名の法令違反行為の通報に対する処理状況について，令和２年１２月７日付け開示通知書により奈良地方裁判所が開示したのは「供覧」と題する文書と「文書開示申出人からの通報書に対する対応案」と題する文書のみである。

対応の要否等処理について決裁権者による判断がなされた文書が開示されて

おらず不当である。速やかな是正処置を求む。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に係る保有個人情報が記録された文書として，①令和２年８月２０日付け「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」（以下「本件通報書」という。）及びその供覧票並びに②「文書開示申出人からの通報書に対する対応案」（以下「本件対応案」という。）の各文書を特定した。

奈良地方裁判所においては，本件通報書については，供覧票を利用して所長までの供覧を行うとともに，本件通報書に対する対応方針について，別途，所長を含む関係職員間で協議し，庁としての検討を行った上で，その結果を踏まえ，本件対応案を作成したものである。

この点，苦情申出人は，本件通報書への対応の要否等について決裁権者による判断がされた文書が開示されておらず不当である旨主張しており，その主張は，本件対応案が決裁権者による決裁を受けていないことを前提とするものと考えられる。しかし，決裁とは，起案した文書について，意思決定の権限を有する者が押印，署名又はこれらに類する行為を行うことにより，その内容を決定し，又は確認する行為をいうものとされており，必ずしも決裁票を用いることを要するものではない。そして，原判断で開示した本件対応案は，上記のとおり，決裁権者である所長の決裁を経て作成されたものである。その過程で決裁票は用いられておらず，奈良地方裁判所において，開示した文書以外に，本件開示申出の対象となり得る文書は作成又は取得していない。

よって，原判断は相当である。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年１月２７日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年５月１４日　　本件対象文書の見分及び審議

④　同年６月１１日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　本件対象文書を見分した結果によれば，供覧票には，奈良地方裁判所において本件通報書について所管の担当者から所長まで供覧を行ったことが記載され，本件対応案には，本件通報書に対する対応方針の検討内容及びその結果が記載されていることが認められる。本件対象文書の上記の記載内容を踏まえれば，奈良地方裁判所においては，本件通報書については，供覧票を用いて所長までの供覧を行うとともに，本件通報書に対する対応方針について，所長を含む関係職員間で協議し，庁としての検討を行った上で，その結果を踏まえ，本件対応案を作成したものであるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか，奈良地方裁判所において，本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は，本件通報書への対応の要否等について決裁権者による判断がされた文書が開示されておらず不当である旨主張する。しかしながら，裁判所における司法行政事務においては，様々な種類のものがあることは容易に推測され，しかも，決裁が，起案した文書について，意思決定の権限を有する者においてその内容を決定し，又は確認する行為をいうものであることに照らせば，押印，署名又はこれらに類する行為を行うことで足り，事務処理上必ずしも決裁票を用いることが求められていないとしても不合理ではない。そして，本件対応案は，上記のとおり，決裁権者である所長の決裁を経て作成されたものであり，本件対応案について，奈良地方裁判所が，決裁票を用いずに決裁権者である所長の決裁を経て作成したとしても不自然とはいえず，奈良地方裁判所において，決裁票ないしこれに該当する文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。よって，決裁票ないし決裁権者による判断がされた文書の存在を前提とする苦情申出人の主張は採用できない。したがって，奈良地方

裁判所において，本件対象文書以外に本件対象個人情報が記載された文書を保有していないと認められる。

2　以上のとおり，原判断については，奈良地方裁判所において，本件対象文書以外に本件対象個人情報が記録された文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　橋　　滋

委　　員　　門　口　正　人

委　　員　　長　戸　雅　子